

議案第47号

中川児童館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和5年11月27日

提出者 墨田区長 山 本 亨

中川児童館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、中川児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
中川児童館	東京都墨田区立花五丁目21番3号 社会福祉法人厚生館 理事長 中川 厚子	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

中川児童館の指定管理者を指定する必要がある。